



福島県土地家屋調査士会

# 会報 ふくしま

No.76  
H30.8.17 発行



只見線 会津坂本駅付近から見たSL（撮影／会津支部 五十嵐一夫）

## CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 法務局長あいさつ
- 3 政治連盟会長あいさつ
- 4 会務報告
- 5 支部だより
- 6 隨 筆
- 7 新人調査士紹介
- 8 インフォメーション
- 9 編集後記

### 会員のみなさまへ

熱中症に  
気を付けましょう！



広報キャラクター 地識くん



## 会長あいさつ

会長橋本豊彦

日頃、会員皆様には会務運営にご協力、ご支援を頂き感謝申し上げます。毎日、記録的な猛暑が続きますが体調管理には十分注意され、法・会則を遵守し業務に誠実に向き合っていただきますようお願いします。

さて、平成30年度第63回定期総会は白河支部区域で5月24日に開催され、上程した全議案についてご承認を頂きましたことに改めて感謝申し上げます。

そのなかで、会則・役員等選挙規則の一部改正について、会員数の減少に伴う支部の負担軽減と少数精銳による迅速な調査の実施を図るため、綱紀委員、同予備委員及び注意勧告理事の定数と監事職務代行者及び各委員の定数を見直すこととしております。

さらに、最近の社会情勢の変化により、日調連と法務省の間では「土地家屋調査士会ADR制度と筆界特定制度の連携」について協議が進められておりますが、当会としましてもADRセンター長を中心に筆界特定室と協議が行われ、月1回境界問題に特化した合同相談会を実施することになりました。

このように、これまで以上に同センターと本会執行部が意思疎通を図れるよう組織の体制を整えていかなければならなくなりました。

しかし、現在の体制では同センター長始め運営委員は理事ではないために、部長会・理事会に出席し発言をすることができない立場です。

また、同センターの特殊性と独自の運用を求められていることを考えたとき、社会事業部理事が兼務することは困難な状態もあります。

このため、現在は便宜的に同センター長にはオブザーバーではありますが、部長会・理事会に出席を求めて、センターの活動状況の報告や意見交換をしておりますが、やはり、同センター長の立場を明確にし、理事として部長会・理事会に出席し、会の執行状況などを把握して同センターの運営に携わるべきとの意見がありました。

しかし、同センターの特殊性を考慮すると通常の選挙による選出には馴染まないとの考えで、会長指名理事職の新設を提案したところです。

この会長指名の理事は同センター長枠で部長相当職として、最適な人材を会員の中から選任し、会長が推薦することで同センターの立場を明確にし、組織を強化して、一層の土地家屋調査士会としての社会貢献に寄与する体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

ところで、オンライン登記申請は当初の予定より1年遅れておりますが、今年度中に「資格者代理人方式」が創設される予定とのことでありますので、会員自ら個人情報の保護、虚偽記載や公文書偽造の防止に一層の注意をお願いし、資格者であるとの認識を深めて更なる利用促進にご協力を願いいたします。



## 就任のごあいさつ

福島地方法務局長 高 橋 誠

本年4月1日付けで福島地方法務局長を拝命いたしました。福島県土地家屋調査士会、そして会員の皆様には、平素から表示に関する登記や筆界特定制度の適正かつ円滑な運営をはじめとして当局の所掌する法務行政全般に関して御協力を賜っており、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

はじめに、簡単に自己紹介をさせていただきます。生まれはお隣山形県です。昭和54年に山形地方法務局に採用され、その後、盛岡局、青森局、新潟局、仙台局、福島局、福井局、青森局、札幌局と経て、6年ぶりに福島局にまたお世話になることになりました。前回の勤務は、東日本大震災の直後で着任が5月1日でしたので、1年11か月会計課長としてお世話になりました。当時は、法務局の会計業務において庁舎の修繕や除染作業計画などに当たっていましたが、これらの業務を通して福島県内の被災状況を肌で感じていました。その後の異動先においても、福島の復興の状況が気にかかるとともに、異動先の職員に福島の被災状況を伝えていました。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から7年4か月余りが経過しました。震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。被災地域の一刻も早い再生・復興を心より願うとともに、当局といたしましても、被災者の皆様のため、貴会と連携をし、再生復興関連事業を適時適切に実施すべく取り組んで参りたいと考えておりますので、何とぞ御協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、相続登記の促進につきまして、本年1月に貴会と福島県司法書士会、そして当局の三者合同事業として新聞広告を行うなど国民の皆様への積極的な周知広報を実施していただきました。オンライン登記の利用促進に関しましても、貴会とも連携して、様々な取組を実施しており、その成果も確実に現れてきているところです。皆様の格別の御理解と御支援に対して、改めて厚く御礼申し上げます。この相続登記の促進及びオンライン登記申請の利用促進は、今後も取組を継続していかなければならない施策ですので、引き続きの御協力と御支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

当局としましても、国民の皆様が法務局に期待する様々なニーズや信頼に応えるべく、各種施策の適時・適切な実施と、質の高いサービスの提供をすべく、職員個々の資質・能力の向上を図り、事務処理体制の一層の充実に努めて参ります。

終わりに、貴会のますますの御発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を心からお祈りいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 政治連盟の役割について

福島県土地家屋調査士政治連盟

幹事長 竹内 博幸

東日本大震災から7年が経過し、その後も熊本地震、大阪北部地震など、これでもかと襲い掛かる自然の猛威に、やり場のない憂いを感じる昨今であります。また、7月に発生いたしました西日本豪雨において被災された多くの方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、平素より政治連盟の主旨をご理解いただき、活動へのご協力を頂いております事に対し心から御礼申し上げます。また、お誘いに応えていただきました新会員の皆様にも感謝の意を込めまして、組織とその役割について若干ではありますが紹介をさせていただきます。

土地家屋調査士政治連盟は全国の単位会ごとに設立された50の組織（調政連）とその連合体である全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）があります。

これは平成12年の日本土地家屋調査士会連合会の定時総会において政治連盟設立の必要性が提言され、翌年5月には全ての単位会において「土地家屋調査士政治連盟」が誕生いたしました。その目的は「土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の地位の向上を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行う」とあり、政治活動に特化した役回りの組織であります。

去る3月14日に東京都内にて開催された第18回全調政連定時大会におきまして本年度の活動方針が決議されましたので紹介いたします。

- 1、土地家屋調査士制度の充実・発展を図る政治活動
- 2、土地家屋調査士業務の円滑な推進を図る政治活動
- 3、土地家屋調査士の地位の向上を図る活動
- 4、組織の強化及び財政の健全化を図る活動
- 5、政治家との連携を図る活動

このなかでも各単位調政連の役割として大切なのが「政治家との連携を図る活動」であります。これは土地家屋調査士法や不動産登記法を改正できるのは国会だけという構造を鑑み、「先生方の政治活動を応援しますから私達の取組みへも…」という至って具体的でシンプルな行動を地元ならではの活動として、福島調政連においても、会長や地区幹事をはじめとして会員の皆様にもお手伝いをいただきながら、年間50回を越える選挙応援活動や政治資金パーティー等への参加を通し、日々の働き掛けをしているところであります。

また、国会議員の方々は中央において「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」等の名称で各党がそれぞれに研究会を組織しており、総勢250名を越える会員議員の方々からのご理解をいただきながら、土地家屋調査士制度の充実と発展のためにお力添えをいただいております。

連合会や調査士会の法定団体としては手の出しにくいところを担った政治連盟は、我々の最大の目標である「土地家屋調査士制度の充実と発展」に向けた運動を連合会と連携しつつ、政治家・行政との調整役としての役割も担いながら活動しているところであります。

新年度に入り、各党においても政治活動が顕著となってきておりますので、土地家屋調査士の皆様には今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 会 務 報 告

日調連定時総会の  
議長職を務めて

会 長 橋 本 豊 彦

第75回定時総会は例年通り東京ドームホテル地下1階「天空」で開催されました。

今年度の定時総会は例年とほぼ同じような次の議案が上程されましたが、異なったことは例年以上の78件の質問要望事項が寄せられたことあります。

例年の定時総会には、60件程度の質問要望が寄せられておりましたが、それでも審議は終了予定時間ギリギリまで費やし何とか終える状態ですので78件は異常であり、定時総会が予定時間内で無事終えることができるか危ぶまれる状態でした。

このため、質問者の発言の回数をこれまでの2回から1回に減らし、2日目の開始時間は30分早めて8時45分からとなりました。

## 記

## 上程された議案

第1号議案 (イ)平成29年度一般会計収入支出

決算報告承認の件

(ロ)平成29年度特別会計収入支出

決算報告承認の件

第2号議案 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件

第6号議案 (イ)平成30年度一般会計収入出予算(案)審議の件

(ロ)平成30年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

ところで、定時総会の正副議長と年2回開催の全国会長会議の座長は8ブロック協議会が持ち回りで担当することになっております。

今年の1月の全国会長会議の座長は東北ブロック協議会、平成30年度の定時総会の議長は東北ブロック協議会と中部ブロック協議会が担当することになっておりました。

通常は、両会議の座長、議長は各ブロック協議会会长が担当し、これまで当会の柴山武顧問も東北ブロック協議会会长当時に定時総会の議長を務めております。

しかし、今回は菊池東北ブロック協議会会长の指示で、1月の全国会長会議の座長は宮城会の菅澤会長が担当し、定時総会の議長は当職が担当することになりました。

定時総会の前日、日調連会館会議室で加賀谷副会長、佐藤総務部長など総会担当役員と共に16時から18時まで、総会当日の19日は10時から12時まで、総務部で準備した台本に基づき入念な打ち合わせが行われました。

定時総会の進行は例年通り、法務大臣表彰状授与など来賓祝辞後、議長には中部ブロック協議会会长の大保木岐阜会会长と東北ブロック協議会から当職が就任しました。

会議は、大保木議長、当職の簡単な就任挨拶を行い議長席に着き、初日は大保木議長が担当し、議案審議が進められました。

議事は執行部からの説明に引き続き、事前に文

書で提出された質問要望への答弁が行われ第4号議案までが順調に処理されてきましたが、第5・6号議案審議に入る際に、突然、神奈川会鈴木会長より第6号議案（イ）平成30年度一般会計収入出予算（案）に対し、5名の賛同者を得て修正動議が提出されました。

この修正動議については前日の打ち合わせの際に提出されるとの噂があり、提出される時間帯について憶測し、2日目の第6号議案に入る前ではないかとの予想に反してこのタイミングで提出されました。

通常の議事進行については、これまで定時総会にはオブザーバーとして、会長として何回か出席しており、更に、事前に前期の議長台本の送付もあり、当会での議事進行とそんなに違ってはいないため安心はしておりましたが、修正動議については、日調連でも動議の提出は稀のことありました。

それでも、初日は大保木議長の名采配で第5、6号議案の執行部からの説明と質問要望78件の内38件までが処理されました。

総会2日目の議事は当職が担当することになっておりましたので、二次会も早々に引き揚げ、議事を円滑に進め時間内に終えるよう対策を練ることとしました。特に、第5号議案と第6号議案は一括上程されているため、第5号議案の表決と修正動議を上程する順序？修正動議が可決された場合と否決された場合の対応、否決されれば通常通り第6号議案を表決すれば良いわけですが、第6号議案（イ）の修正動議が可決された場合、同じ第6号議案である（ロ）の採決はどのようにするのか？一旦、表決された議案はその会期中は再び発議できない「一時不再議等」に抵触しないのか？など、これらは前日の事前打合せで確認しておけばよかったのですが、そこまで考えが及ばなかつ

たことと、当職の当番は2日目であり前日に検討すれば良いという甘い考えもありました。

このため、当日、あれほど事前打合せで確認したはずの、執行部からの説明は同じような質問要望はまとめて答弁すること忘れてしまい1つの質問要望ごとに執行部に答弁させ、さらに、第5号議案の表決の際は賛成者の挙手が極端に少なく、修正動議は…との会場からの声に、会場に説明不足であったことを痛感し再度修正動議への対応について説明し、改めて、第5号議案を表決し賛成多数で無事承認を得ることができました。

第6号議案（イ）の修正動議については、賛成者少数により否決し原案のとおり承認を得ることもできました。議事は開始時間を30分早めたこと、再質問は1回としたことにより若干時間を残し、上程された議案すべて承認され終えることができました。

議長職を振り返って、会場の議長席には天井からライトが照らされ、その光が原稿の白い紙に反射され眩しく、1日目を終えるころには文字が見づらく辛かったこと。

また、議長席で総会に提出された質問・要望に対し、当会の社会事業部長である土井将照会員が日調連研修部長として説得力のある答弁をする姿を見て、会長として誇らしく、頼もしく感じおりました。

そして、今年度の定時総会は例年より多くの質問・要望が提出され、稀な修正動議も提出されるなど緊張した2日間でしたが、議長として貴重な体験をさせていただいたことに感謝します。

最後に、総会構成員である各単会会長、代議員には議事進行にご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。また、日調連役員、事務局の皆様、共に議長を務められた大保木中部ブロック協議会会長（岐阜会会長）には傍で色々と助言して

いただき、拙い議長ではありましたが無事、時間内に審議を終えることができましたことに感謝申しあげます。また、機会を与えてくださった菊池東北ブロック協議会長に感謝申し上げます。

\* \* \* \* \*

**日本土地家屋調査士会連合会  
第75回定期総会報告**

総務部長 渡 部 宏

日 時 平成30年6月19日(火) 20日(水)

場 所

東京都文京区「東京ドームホテル地下1階 天空」

出席者

会長 橋本豊彦、代議員：副会長 小野寺正教  
<オブザーバー>

副会長 橋本祐司、総務部長 渡部宏

\* 土井将照社会事業部長は連合会理事として  
出席

開会の言葉、岡田会長の挨拶に続き、法務大臣表彰状が20名の会員へ授与されました。法務大臣表彰でも「代理出席」なんだなあと残念な気持ちになりました。

続いて連合会長表彰状授与・感謝状贈呈があり来賓祝辞、来賓紹介と進み議長選出、議事録署名人指名、会務報告後、議事に入りました。

議長には、橋本会長が選出されました（出番は2日めでしたが）。

議 事

第1号議案 (イ)平成29年度一般会計収支支出  
決算報告承認の件  
(ロ)平成29年度特別会計収入支出  
決算報告承認の件

第2号議案 土地家屋調査士倫理規定の一部改

正(案)審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則  
の一部改正(案)審議の件

第4号議案 退職金特別会計の廃止及び日本土  
地家屋調査士会連合会特別会計規  
程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件

第6号議案 (イ)平成30年度一般会計収入支出  
予算(案)審議の件  
(ロ)平成30年度特別会計収入支出  
予算(案)審議の件

以上の順序で議事が進行されました。

第6号議案のところで、神奈川会会長より「動議」が出て、会場がざわつきました。「動議」、話には聞いたことがあります、実際には初めての経験でした。

これに対応しなければならない、橋本会長は、懇親会でも、その後の2次会でもそわそわしており、早めにホテルへ戻りました。

事前質問は、78件と多くの質問があり、「動議」を提出した神奈川会会長は、その半数の34件提出されておりました。執行部の役員さんは、その数にあたふたすることもなく、淡々と回答している姿を見て、1件、2件の質問であたふたしている自分の場数の少なさにがっかりしました。何事も経験が大事と思いました。

懇親会のときには、多くの政治家の方の挨拶があり、また、多くの調査士が出席していたため、会場内は、非常に騒がしかったです。

写真コンクールでは、佐藤広報部長のお孫さん  
の写真が連合会長賞を受賞されました。



岡田会長の挨拶



橋本会長と土井部長



懇親会（上川法務大臣）



懇親会（金子衆議院議員）



総会（議長 橋本会長）



連合会長賞（佐藤部長のお孫さん）

\* \* \* \* \*

## 東北ブロック協議会 第63回定時総会出席報告

研修部長 齋 藤 忠 次

日本土地家屋調査士連合会東北ブロック協議会  
第63回定時総会へ出席しましたので、下記のとおり報告致します。

日 時：平成30年7月13日(金)・14日(土)

会 場：山形県山形市香澄町一丁目1番1号

「ホテルメトロポリタン山形」

担当会：山形県土地家屋調査士会

出席者：

<ブロック協議会役員>

ブロック協議会副会長 橋本豊彦(福島会会長)

日調連常任理事 土井將照(福島会社会事業部  
長)

<代 議 員>

渡部 宏(総務部長)、佐藤聰之助(広報部長)、  
安部正伸(ADRセンター長)、斎藤忠次(研修  
部長)

<オブザーバー>

小野寺正教(副会長)、橋本祐司(副会長)

根本大助(副会長)、阿部次雄(受賞者)

13日(1日目)

本会議 14時30分開始

橋本豊彦協議会副会長による開会の辞、菊池直喜協議会会長(岩手会)挨拶に続き、総会が開始されました。今回の総会の担当会である山形会からの議長選出及び議事録署名人の選任、書記指名が行われ、次第に従い報告事項として平成29年度会務・事業報告が行われた後、議事が進行されました。

(議 事)

第1号議案 平成29年度収支決算報告承認の件

第2号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件  
第3号議案 平成30年度収支予算(案)審議の件  
第4号議案 次期総会開催担当会決定承認の件  
第5号議案 役員任期満了(監事)に伴う選任の  
件

各議案について順次審議され承認されました。

第2号議案におけるブロック主催研修会の実施について、11月30日(金)に行う予定である旨の説明がありました。又、第4号議案については、次期総会開催担当会として福島会、更に第5号議案監事選任については当会より鈴木 敦財務部長、石川征義理事が満場一致で承認を受けました。



菊池直喜ブロック会長あいさつ



橋本豊彦会長あいさつ



総会の様子

**式 典 16時30分開始**

協議会会長挨拶、歓迎の言葉を担当会会長から頂いた後に、表彰式が行われました。当会からの受賞者は以下のとおりです。

**仙台法務局（管区）局長表彰**

阿部次雄会員、波多野和仁会員、竹内博幸会員、久保木新作会員の4名

当表彰については、阿部次雄会員が本会受賞者代表として登壇し、表彰状が授与されました。

東北ブロック土地家屋調査士会協議会会長表彰  
菅家俊朗会員、船木彦人会員、高梨芳勝会員、坂本恵正会員、荻野徳二会員、吉田 昇会員の6名

当表彰については、担当会である山形会の受賞対象者の方々が前壇で表彰を受け、他会受賞対象者については、議案書記載により報告がされました。

次に来賓の方々より祝辞を頂き、橋本豊彦福島会会長より閉会の言葉があり総会が終了しました。

式典には、福島からの来賓として、公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 舟山幸雄様も出席されました。



仙台法務局長表彰受賞の様子(福島支部 阿部次雄会員)

**懇 親 18時00分開始**

「やまがた舞子」による演舞が最初に行われ、懇

親会が開始されました。

又、山形市長佐藤孝弘様の地元PRを含めたユニークな挨拶を頂き、更には山形大学花笠サークル「四面楚歌」による花笠踊りが披露され、この踊りは会場から参加者を募り一緒に踊る催しました。

担当会の「おもてなし」を感じた時間帯でした。

**初日の感想**

総会で決定承認を受けた第4号議案次期総会担当会が、来年7月には福島会が担当であることに、会場準備・総会準備・懇親会の催し等を考えると、今後の準備が大変になることを実感した次第です。

**14日（2日目）9時00分開始****各部担当者会同****意見交換会**

①総務部・財務部…橋本祐司副会長、渡部 宏  
総務部長

②業務部・研修部…小野寺正教副会長、土井將  
照社会事業部長、齋藤忠次  
研修部長

③A D R ……根本大助副会長、佐藤聰之  
助広報部長、安部正伸ADR  
センター長

以上のグループに分かれ、各单位会の担当者による状況等の意見交換が行われました。

**2日目の感想**

②業務部・研修部に参加致しましたが、各会研修テーマの決定には悩んでいることが分かりました。

又、当会の研修参加率が高いことに、他会から注目されている点もありました。

今回の会同目的は、同一部担当者として協議会内における情報交換が、今後更に行えるよう面識

を持つこととお聞きしました。

他会担当者との名刺交換がありましたが交換枚数が多く、顔写真又は、似顔絵入り名刺を頂いた

他会の工夫に、同調させられた部分がありました。

以上 ご報告申し上げます。

## 支 部 だ よ り

### 【雑 感】

福島支部 武 田 真 徳

趣味の持てない私の少ない楽しみの一つが、東京を巡る小さな旅です。

プラタモリや酒場放浪記など、そんなテレビ番組に影響されたのかもしれません。

幕府の置かれた東京に限らず、江戸時代多くの石高を誇った地方の城下町は歴史やグルメにおいて奥深く、福島で育った私にとっては目新しいものばかりです。

東京は、江戸元禄時代の文化である歌舞伎や狂言などを現在でも受け継いでいます。2013年に建て替えられた銀座の歌舞伎座は、歌舞伎を見ない人にも良い観光名所になっているので、行ってみてはいかがでしょうか。売店は歌舞伎一色ですよ。

同じ中央区で話題となった築地市場は移転も決まり、今の築地を散策できるのもあと1年です。築地市場内にある、とんかつ八千代のアジフライは絶品ですよ、寿司にこだわらず食べてみてはいかがですか。ちなみに、築地という地名は土地を築造した地、つまり埋め立て地であったことに由来しています。

地名の由来を調べることも意味深く、由来をたどってみると私にはなるほどと思うことばかりです。

千代田区にある赤坂見附は、外敵から江戸城を守る見張り台のあった場所です。同じ千代田区半蔵門は服部半蔵が守った門を由来としています。

また、港区にある御成門は將軍が参拝のため出入りした門だそうで、「殿のおなり～」もこの場所からなのです。桜田門は井伊直弼の暗殺された場所ですが、今では治安を守る警視庁が向いに建っています。

それらは今では地下鉄の駅名となって残っています。

この界隈の紀尾井町は江戸時代、紀州 尾張 井伊家の中屋敷のあった地です。付近は江戸時代には武家屋敷が多く政（まつりごと）の中心でしたが、今も官僚の街となっているのはその名残でしょうか。また、高級ホテルが海外の来賓を待ち、大企業の本社ビルがひしめくのもこの周辺です。

私の見る東京は、人口増加が続き、オリンピックの後にも再開発が数多く待ち受け、わずかの間に変貌を遂げるエネルギーッシュな、そして人をひきつける街です。

福島市も駅前周辺の再開発計画が進んでいるみたいですね。少しでも魅力ある街となり、人口が増加し、活気ある故郷となることを期待したいものです。

\* \* \* \* \*

### 私の中の震災と現在

相双支部 栢 窪 丈 富

東日本大震災から早いもので7年数ヶ月を数えます。自分なりの回想を記したいと思います。

あの時まさに相双支部会員3人が公嘱の仕事で双葉町の現場から帰宅途中で地震に遭いました。

揺れで停まった車の前の家は屋根瓦が流れ落ち、田んぼの脇の井戸からは水が跳ね上がり今までの地震とはまったく違うことはすぐに分かりました。

慎重にも帰る途中、道路が崩壊していた為迂回を余儀なくされましたが道路状況は良く帰宅することができました。後で気がついた事ですが帰る途中の道路まで津波が来ていたことから20分程遅ければその中に巻き込まれていたかも知れません。

事務所の中はあらゆる物が床に散らばり本棚は四股を踏み、陶器は壊れていきました。挨拶もそこににして自宅の両親が心配だったのでわたくしく帰る途中に海岸の松の上を越す津波を見ました。道路はマンホールが飛び上がり、電柱は倒れていきましたがそのまま車を走らせ海岸から自宅まで約3キロメートルで、自宅の2百メートル手前のところで津波は停まっていました。建物は瓦や外壁が壊れるなど地震の爪痕が散見されましたが何よりも家族全員がけがもなく無事な事を確認できたときは大変嬉しかったです。干拓地の排水機場のポンプが壊れ約1ヶ月間海水が引かない状態が続きました。その間夜は周囲に明かりが無く異様な光景でした。翌日車で海岸近くの田園地帯に行き津波の去った後は、以前に密集した住宅地が全く無く広大な土地に多くの瓦礫や原型を留めない自動車やトラクターなどが重なり合っていました。

あの光景はほんとうに想像を超えたものでした。そしてテレビで原発事故を知り約1ヶ月の避難をしましたが、その後自宅で生活を続けています。

震災後私の周辺は以前と何も変わりないように時は進んでいますが人口は1万人以上減少しているそうです。田は圃場整備が進み一部は作付けをして秋の実りを待っています。海岸沿いの市有地にはソーラーパネルや風力発電の再生可能エネルギー基地が整備され以前の面影はどこにもあります。

せん。防潮堤は1メートル嵩上げし数十年から百年に一度の津波被害を防ぐとしています。道路も同様に一部嵩上げし今後の防災を考慮し建設されているようです。海岸近くにトマト等栽培のハウスが立ちロボット研究のアンテナが出来て農業や工業も以前にまして盛んになり人々に笑いが戻っています。

7年数ヶ月の時が過ぎ世間では風化の傾向にあります、原発が収束しない現状にあって今後数十年被災地は震災半ばではないでしょうか。

\* \* \* \* \*

## 第1期いわき市民 後見人養成講座受講

いわき支部 長 澤 正

平成28年2月13日から3月19日までの基礎講座（4日）、6月18日から10月1日実務講座（5日）また施設実習（2日）の内容になっており同年10月1日受講生18名はいわき市長から修了証書を受け取りました。

平成12年に介護保険制度、同じく成年後見制度はスタートしております。

成年後見制度とは認知症、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（ここでは本人という）について本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

法定後見制度は 後見（判断能力が全くない方）、  
補佐（判断能力が著しく不十分な方）  
補助（判断能力が不十分な方）

専門職後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士また法人、親族後見人が家庭裁判所から選

任されます。

市民後見活動は判断能力が不十分なために日常の暮らしが揺らいでいる人を支えて、安定した生活を取り戻すためのサポートをすることになります。市民後見活動が民法の規定にのっとり家庭裁判所から選任され監督を受けるという公的な立場に基づく活動であることが重要なポイントです。

当然、家庭裁判所は選任権者としての責任があり、信用して任せる市民を選ばなくてはなりません。

すなわち、相応の研修を修め、十分な支援体制のもとで活動できる市民を選任することになります。

いったん後見人に就任するといつでも辞めることはできません。辞任するには正当な理由があることを家庭裁判所に認めてもらわなくてはならないです。その点は覚悟をもって引き受けなければなりません。

市民後見人は①「本人に親族がいないか、あるいは親族とのかかわりが疎遠」②「紛争性のない事案」③「管理する財産が比較的少額であり、資産の内容も現金や普通預金のような管理方法が複雑にならない」事案が対象で財産管理、身上監護などが職務です。

現在、民法で定められた申立権者のほかに市町村長が申立人となる市町村長申立てと、成年後見制度を利用するためには費用を負担できない人の為にその費用を国と市町村が援助する成年後見制度利用支援事業があります。市民後見事業は第三者後見人の供給を行政が責任をもって行う新しい公的支援の仕組みです。

申立てに必要な書類は申立書、診断書、申立手数料、登記手数料、郵便切手、本人の戸籍、鑑定料などです。

なお、成年後見の開始決定がなされると東京法

務局に後見人、被後見人（本人）の氏名などが登記される。

そして「後見人であることの証明」は東京法務局後見登録課、全国の法務局、地方法務局の戸籍課に申請して登記事項証明書の交付を受け、証明書は財産管理の金融機関取引などに必要です。

**基礎講座**は大学教授、弁護士、地域包括支援センター、社会福祉協議会、事業者等が毎回10時から16時ごろまで講義が行われた。

市民後見人の役割、高齢者と認知症の理解、障がい者の理解、介護保険制度、健康保険制度、消費者被害、市税の仕組み等基礎を学びました。

介護保険サービス給付の対象者は65歳以上で介護が必要であると認定を受けた場合である。利用するには要介護認定の申請が必要で認定は要支援1・2から要介護1～5までになっています。

利用者負担は原則として介護サービスにかかった費用の1割負担です。平成27年から年金280万/年以上の方は2割負担ですが介護保険施設利用の場合は費用の1割負担以外に居住費・食費等の負担も必要になります。

平成27年1月の朝刊に高齢者とは65歳以上で2025年には認知症高齢者の数は700万人になり高齢者の5人に1人が認知症の時代になる現状が発表された。

認知症種類はアルツハイマー型認知症（50%）、レビー小体型認知症（20%）、脳血管性認知症（20%）など三大認知症があります。

高齢者施設の種類は介護保険施設、老人福祉施設、その他の施設に分かれており認知症高齢者グループホームの入所要件は65歳以上の要支援2または要介護1以上の認知高齢者で社会福祉法人、民間企業が運営しています。

成年後見人の主な仕事は次のようになっております。

財産管理：銀行などの金融機関の取引、日用品の購入、年金・土地等の収入（収出）の管理、不動産の保存、処分を含む財産管理

身上監護：介護保険の利用の契約や管理、要介護認定の手続き、施設入所契約等の手続き、生活確保の為不動産の購入や賃貸

具体的には次のようなことを行います。

① 財産目録を作る。

本人の財産の状況などを明らかにして成年後見人選任後1か月以内に家庭裁判所に財産目録を出します。

日々の生活では本人の預金通帳を管理し、収入や支出の記録を残します。

② 身上監護

介護サービスの利用契約や入院、施設への入所契約などを本人に代わって行います。

家庭裁判所に成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示を受けます。

注意点は成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合は解任、損害賠償請求を受けるなど民

事責任、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

施設実習は高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等体験学習を行いましたが常日頃、判断能力の不十分な方と接していないため言葉かけやコミュニケーションに不安を感じたところです。

### 土地家屋調査士業務との関わり

① 一般的な所有者情報の調査はまず調査対象土地の登記記録で登記名義人または表題部所有者を把握。

② 公簿上の所有権登記名義人等の生存、現在の住所の確認を経て所有者を特定する。

③ ②の所有者が被後見人である場合の土地境界立会者は誰になるのか……

講義の家庭裁判所書記官は後見人の民々境界立会はできるが官民境界立会は行政に聞いた方がよい。

④ ②の所有者と連絡が取れない場合は聞き取り調査、居住確認調査（郵便調査含む）など行つても判明しない場合は各種制度の活用を検討することが考えられる。

## 隨筆

### 東北地区青年調査士会 球技交流会の話

福島支部 久米允昭

福島青年土地家屋調査士会、いわゆる青調会に入会したのは、開業して程ない頃だったと記憶するので、およそ5年前のことになる。

入会当初は右も左も分からぬ有様で、それは

青調会の役員を仰せ付かっている今も状況はさして変わっていない。とは言え、これまでの会の活動を通じて小身なりに実感するのは、青調会が若手調査士の技能の研鑽と知識の涵養を図る場として機能しているのみならず、調査士相互の交流を促進する場として、大きな役割を果たしているということだ。

今回題名にもした東北地区青年調査士会球技交流会は、正にその交流を目的とした青調会の一大

催事といえる。毎年東北各県の青調会が持回りで主催者となり、一昨年は宮城県でフットサル、昨年は福島県でバスケットボールが開催され、何れも大盛況であった。

今年は秋田県青調会の主催により、去る平成30年6月23日にボウリング大会が行われ、年来と同様の盛り上がりを見せた。本稿ではその大会前後の模様を書かせて頂きたいと思う。

開催地である秋田市へは当初車での移動を考えたものの、後述する秋田市内観光を考慮すると反って車が邪魔となるため、秋田新幹線を利用し福島青調会の仲間達と同道することにした。

当日の朝、日々の習慣でコーヒーが飲みたくなったので駅ホームの自販機でこれを買うことにしたが、いざお金を投入しボタンを押した所、出てきたのはお汁粉だった。目を疑った。押し間違えたかと思い自販機を見ると確かにコーヒーアボタンが光っている。

冷たく苦いコーヒーを飲みたい人間が、恐らくは最も飲みたくないであろうお汁粉が取出口から顔をのぞかせている。しばし呆然と見つめる。ベンダーに“お気付き”の電話をかける時間もあらばこそ、新幹線の到着時刻が迫る中でそれは叶わない。

やがて。悔しさで握り締めるには熱すぎるお汁粉をつまむように持ちながら、到着した新幹線に乗り込んだ。

郡山から乗車して来た仲間達と合流し新幹線は仙台駅に到着、乗換えまで1時間ほどだったので構内のレストランで牛タンを齧りながらビールを呷る。冷たく苦かった。

ビールを飲んで気を取り直したところでいよいよ「こまち」へ乗り込む。

初めて乗車するこまちの車窓からの風景は大変素晴らしかった。鉄橋下の清流、清流を導く大き

な用水路、雑草が綺麗に刈り込まれた田の畠、目の前を通り過ぎる民家、その風景のひとつひとつが秋田県の米作への思いに集束されているようだった。

途中の大曲駅からこまちが逆走を始めたため若干の不安を感じたものの、無事こまちは秋田駅に到着した。後に調べたところ、こまちは日本全国で唯一スイッチバックを経由する新幹線なのだという。

到着が正午前でボウリング大会が開始するまで幾ばくかの時間があったので、会場に隣接する焼肉店で昼食をとる。さも当然のようにまたビールを飲む。とにかくビールを大いに頂いた日だった。思えばこまちの車内でも飲んでいた。

会場に乗り込み各レーンに備付のモニターを見ると、秋田の方々の手配によりエントリーが終わっていた。見ればどうやら所属県別の対抗戦のようである。参加者全員がランダムでレーンに配され和気藹々とプレーする式の大会だと思っていたので、対抗戦と知り少しばかり力を入れなおした。開会式を終え、いよいよゲームが始まる。



2ゲームを終えての得点。  
酔拳よろしく酩酊度合いが高いほど高得点。

プレー内容については画像を以ってこれに代えさせて頂くが、果たして福島チームは団体優勝した。

ボウリングに一家言ある方には怒られるかもし

れないが、所詮素人のするボウリングは概ね運やマインドにより得点が上下するものだと思っている。実際この2日後に別のボウリング大会に参加したが100点にも届かず、むしろこちらが自分の本調子である。

このように技量や努力とは縁遠い、偶然の勝利ではあるが仲間と協力して得た勝利はやはり嬉しいものだった。

競技終了後は別会場での懇親会となった。

会場は温泉施設が備えられたホテルで、秋田の先輩のお話によると油田を探すための地質調査の際に掘り当てられた温泉とのことだった。今思えばボウリングとボーリングを掛けてお話をしてくれださったのかもしれない。

懇親会では他県の方々と仕事の話の他に、趣味やお国自慢も話題に挙がり大いに飲み且つ語り合うことが出来た。

また途中に行われた表彰式では福島チーム全員に団体優勝の賞品が贈呈された。優勝賞品はいぶりがっこ稲庭うどん、とりわけ稲庭うどんは数ある稲庭うどんの中でも秋田県民の間で最もおいしいと評判の逸品とのことで、後日その評判に偽りが無い事を家族と確かめ合った。

懇親会から2次会を経て最後の〆はやはりラーメンだろう、ということになり秋田の仲間の案内で評判のラーメン店へ向かう。

到着した店の名前が「そば処 紀文」であったため半信半疑で入店したものの、出てきたラーメンは醤油スープが細ぢぢれ麺によく絡む昔ながらの味で、飲み干すように一気に頂いた。

同席した秋田の方々は喜多方ラーメンを引き合いに謙遜しきりだったが、それでも美味しいことに変わりは無く、「知る人ぞ知る」名店に案内して貰えたことに今も感謝している。

翌日は現地解散となり市内を散策がてら単身観光した。



紀文のラーメン。店内は多くの人で賑わっていた。

久保田城跡のお堀の蓮を眺め、佐竹史料館では歴代の鎧冑に目を見張り、千秋美術館では秋田蘭画誕生の歴史を学ぶなど、物見遊山の限りを尽くした。

そうした見所の多い秋田市だが、その中でも特に強烈な印象を受けたのが秋田県立美術館に展示されているレオナール藤田作の「秋田の行事」である。

秋田の祭りをモチーフとしたこの作品は、縦3.65m×横20.50mという途轍もないスケールの巨大壁画で、抜けるような青空と秋田を象徴するかのような積雪、そして祭りための紅白幕などが色鮮やかに描かれている。その配色はあたかも氏が成功を収めた地であるフランスのトリコロールを想起させるようでもあり、その景色の中、祭りに興じる市井の人々はどこまでも力強い。

本来であれば夏の行事である秋田竿灯が積雪の中に描かれているが、それもまたこの壁画の面白味であり、何よりそんなことは描かれた人々の躍動を目の当たりにするとどうでも良くなってくる。

御覧になった方も多いと思うが、観たことが無いという方は秋田市を訪れた際には是非とも秋田県立美術館を訪れその大きさ、力強さに触れて頂きたいと思う。

\* \* \* \* \*

## 14条地図作成作業最前線

会津支部 佐 藤 一 男

振り返るに、平成17年に会津若松市の鶴ヶ城周囲一角を皮切りに、平成21年蚕養町・滝沢町・旭日町、そして福島市保原町の出稼ぎ業務を経て、つい最近の御旗町・材木町一丁目・材木町二丁目の一部・字材木町と、実に10年以上地図作成作業に従事してきた。

地権者模様も様々で、嘗ては、凄みのある八九三地権者の対応が問題であり、それでも、それなりに筋を通して対応すれば解決に至る、という定跡も通用した。



しかし、近年の傾向は、自分の主張が通らない場合、まずは法務局に対するクレーム、我々調査士に対するクレームを繰り出し、とにかく地図作成作業自体を搅乱する。いわばアナーキーの世界を連想させるような行動をとる地権者の横行が、増加の一途にあるようだ。「自分さえ良ければ他人はどうでも良い」という考え方方が根底にあり、彼らの武器は、“すべて自由だ”とする誤った国民主権と自由民主主義の解釈論に帰結する。つまり、“相手のことを考えて”、ルールや法を守るという法治国家の基本理念が喪失の危機にある、と言えよう。そこで、筆者なりに、これらの思考と行動を常とする地権者を“アナーキー地権者”と位置づける。

アナーキーとは、遡って学生運動華やかしころ、当時の自称革命家達が、既成の国家や権威の存在などを否定して無政府状態を画策する運動思想として、意図的に使用した“革命語録”のようなもので、今では死語同然と思っていたが、不確実な混乱を誘引する節操のない行動現象の総体として復活しているような気がする。それもそのはず、アナーキー地権者のみならず、アナーキーを演じる様々な人が、世界中に登場しているようだ。

“America First”を理由に、重大なる国家間の条約であるにもかかわらず“イランとの核合意”を、いとも簡単に反故にするトランプ大統領。

ワールドカップロシア大会で観客席にいた日本人の小学生にインタビューするNHKの記者も記者だが、公然と学校を休ませてサッカー観戦に興ずる保護者。

日本テレビのお化け番組“笑点”で、三遊亭円楽を始めレギュラーの面々が執拗な安倍政権批判。これに評論家の石平が“異常”と論評した途端に、「そんなの、自由だ」と咬みつく、タレント“代表”的のラサール石井。

極悪犯罪の拉致事件に、「まずは北朝鮮に戦前の賠償を支払うのが筋」と頓珍漢な物言いをする与党、野党の超党派議連の先生。

衆院選の第一声を福島で行った安倍首相が食べた福島産の“おにぎり”を有権者に配ったとして、福島の市議会議員が公選法違反で書類送検された。“福島の復興”を願う気持ちがあるからこそ、“おにぎりを食べる”意義があるのに、アナーキーを共演したチクった佐賀県の御仁と捜査した福島県警の面々。

こんなアナーキーの世界における地図作成作業では、「暑いのにご苦労さん」と地権者が振る舞うアイスキャンデーも、“取締やら付度やらチクリ”を想定して食べなければならないのか、と思い悩むのは筆者だけであろうか？

\* \* \* \* \*

## 16 同期会

白河支部 齋 須 正 洋

平成28年4月に土地家屋調査士として開業して、今年で3年目になります。開業以前に参加した東北ブロックの研修会では、本当にこのまま開業して土地家屋調査士としてやっていけるのかと不安と心配が交錯した状態でした。

2日目の研修終了後、「2次会に参加してみたい?」と声をかけられたのがきっかけで、「16同期会」のメンバーとの交流が始まりました。

新年会や暑気払い等を兼ねて「16同期会」の交流会を行ってきました。同期と交流を深めることで、開業に対する不安も解消されました。また、LINE等で気軽に質問できるような状態になっています。

今後は、この「16同期会」でお互いを切磋琢磨し、より良い土地家屋調査士として成長できるよう頑張っていきたいです。

\* \* \* \* \*

## 東京散策

いわき支部 竹田 安代

昨年、いわき支部では東京下町旅行を開催し、『屋形船でのクルージング』『スカイツリーの眺望』『浅草界隈散策』等を堪能しました。

東京は、昔から地震や戦争で幾度も被災し、高度成長期以降、巨大なビルが建設されるなど、景観・風情が様変わりしてしまってもおかしくないと思いますが、思いのほか、下町情緒あふれる雰囲気、江戸時代以来の由緒ある寺院、明治・大正に建造され西洋の影響を強く受けた豪奢な建造物がそこそこに残っています。

数年前に、現在勤務している法人の東京本社に勤務していた関係で、1年間東京本郷付近に住んでいましたので、今回はお勧めの場所を何件かご紹介したいと思います。

### 1. 本郷と言ったらやはり『東京大学の赤門』でしょう！

元は、旧加賀藩屋敷の御守殿門として1827年に築造されたものです。幾多の戦火を乗り越えた朱色の漆塗り門は、江戸時代の～そして数多の文豪・著名人の学び舎としての、誇りと伝統を今も伝えてくれています。



2. 西洋の影響を強く受けた豪奢な建造物といえば、『旧岩崎邸庭園』があります。

幕末に活躍した坂本龍馬の海援隊を引継ぎ、海外との貿易により巨万の富を手にしたと云われる岩崎弥彌太郎の長男：久彌氏により1896年（明治29年）に建造されました。鹿鳴館の設計をしたことでも知られるジョサイア・コンドルの設計の邸宅は、西洋風とイスラム風を取り入れた、豪奢なものです。邸宅の前には、はるかに広い芝生の庭が広がり、真夏に訪れても、明らかに外界とは気温が違う様に感じられました。

場所は、上野駅からも近い、大東区池之端一丁目にあります。上野に行ったついでに寄られてみるのもお勧めです！



3. 次は、実は私もまだ新館には行ったことがないのですが…

『歌舞伎座』です！

建物としては新しいのですが、皆様もご存知のように歌舞伎は江戸時代初期から続く日本の伝統芸能です。400年の歴史と、舞台の様式美は圧巻です。また、さらに日々進化を続けています。



～毎日暑い日が続きますが、仕事の息抜きに皆さま出かけてみませんか～

\* \* \* \* \*

## 東北ブロック新人研修会 に参加して

福島支部 石塚 裕子

今年2月に仙台で東北ブロック新人研修会がありました。新人は31名で、そのうち福島からは5名でした。

私は新幹線を利用して向かったのですが、トランヴェールという新幹線に置いてある雑誌に、伊能忠敬の話が22ページにもわたって掲載されていました。ずいぶんと細かく書かれていて、改めて伊能忠敬の人柄と功績を知り、土地家屋調査士の新人研修へ向かう私がこの雑誌を手にした事になにか意味があるような気がして感慨深く、その雑誌はいただきました。

さて、ドキドキしながら会場に入ると私の他にもう1人女性がいてほっとしました。話してみる

と福島にも縁がある方で、親近感がわきました。女性がほとんどいるのはだいぶ慣れましたがやはりいると心強いです。もっと増えて欲しいと思います。

研修の内容はといいますと、みなさん経験済ですから省きますが、研修会でいつも思うことは、講師の先生方がとても熱心で、この仕事に対する情熱が伝わってくるという事です。素晴らしい事だと思うと同時に、私も誇りを持って仕事がしたいと思いました。

夜は懇親会があり、講師の先生方や福島の方々、ADRの研修の時に一緒だった方々といろいろとお話がでて有意義でした。更に、連合会の岡田会長とも直接話ができる大変貴重な時間を過ごす事ができました。

私は土地家屋調査士として歩み始めたばかりですが、伊能忠敬や諸先輩方のように、情熱と冷静さを持って業務に励みたいと思います。



## 新人調査士紹介



白河支部 佐藤富之  
(さとう とみゆき)

この度、2月に福島県土地家屋調査士会に入会させていただきました佐藤富之と申します。事務所は、西白河郡矢吹町にございます。調査士会の先輩の皆様方、どうぞ宜しくお願ひ致します。

私はこれまで土地家屋調査士事務所、測量設計会社に勤務してまいりました。

その仕事の中で、専門知識を身に付けていかなければ、この業界で、やっていくことはできないと思い、土地家屋調査士という資格に目標を定め、数回の受験を経て、ようやく、登録となりました。

今後は、土地家屋調査士として、業務を行っていく上で、単にお客様から依頼された事件を処理するだけでなく、多方面から問題解決にアプローチ出来る知識や技術を身に付けなければならぬと思っております。そのためにも、調査士会の研修会等へは積極的に出席させていただき、常に自己研鑽し、不動産登記の専門家になればと思います。

これまで先輩方が築きあげてきた士業の歴史と申請人への信頼を損なうことの無いように職責を全うする所存です。

まだまだ、未熟者な私ですので、これからいろいろな壁にぶつかると思いますが、皆様から出来るだけ多くのことを学び、福島県土地家屋調査士会の一員として日々努力して行きたいと思っておりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。ありがとうございました。

\* \* \* \* \*



白河支部 鈴木淳一  
(すずき じゅんいち)

この度、2月に福島県土地家屋調査士会に入会させていただきました鈴木淳一と申します。

どうぞ宜しくお願ひ致します。

私はこれまで測量設計会社、土地家屋調査士事務所と勤務してまいりました。

その仕事の中で測量・登記業務に関してやりがいがある仕事であり、仕事の内容も内業・外業があり自分に合っていると思い現在まで約25年間携ってまいりました。

土地家屋調査士として仕事をして行く上で、不動産登記法だけでなく、都市計画法・農地法・建築基準法等の知識も身に付けることも必要であり、日々変わる測量技術も身に付けることも必要であるため、積極的に土地家屋調査士会の研修会等に参加して皆様方と知識の共有を図りながら日々自己研鑽し、境界・表示に関する登記の専門家となれるように努力して行きたいと思います。

また依頼を頂いたお客様に対し誠心誠意業務を行い、信頼関係を築き、少しでも早く諸先輩方のような土地家屋調査士として活躍して行きたいと思います。

土地家屋調査士法に謳われています様に“公正かつ誠実にその職責を果たし、国民の利益に供する”ことが出来る様に、また土地家屋調査士の名を汚すことのない様に誇りを持って業務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、諸先輩方のご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。有難うございました。

\* \* \* \* \*



福島支部 関 口 洋 平  
(せきぐち ようへい)

福島支部新入会員の関口洋平と申します。簡単ではありますが自己紹介として今までの経緯と今後の抱負を述べたいと思います。

測量専門学校卒業後、測量・調査士会社を転々。結婚を機に調査士試験勉強を開始。大好きなスノーボードを週3回に減らし猛勉強の甲斐あり合格することができ今に至ります。

今後は資格者としての自覚を持ち、研修、勉強にて日々精進していきたいと思います。

\* \* \* \* \*



いわき支部 小 泉 浩 二  
(こいすみ こうじ)

平成30年5月にいわき支部に入会させていただきました小泉浩二と申します。

業務に対する姿勢として、丁寧・誠実をモットーに、依頼者に信頼と満足を提供できるようにしていきたいと考えております。

未熟ではございますが、諸先輩方に少しでも追いつけるように日々努力を惜しまず業務に従事させて頂きますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

## Information

### 今後の予定

10月 7日(日) 全国一斉！法務局休日相談所  
10月30日(火) 第2回会員研修会  
　　於：郡山ユラックス熱海

### 会員異動

#### ○入　会○

2月 1日 1492 佐藤富之 (白河支部)  
2月 1日 1493 鈴木淳一 (白河支部)  
2月 1日 1494 二階堂慎 (福島支部)  
2月 1日 1495 関口洋平 (福島支部)  
2月20日 1496 中村 弘 (郡山支部)  
5月10日 1497 小泉浩二 (いわき支部)  
7月20日 1498 武田武彦 (郡山支部)  
7月20日 1499 竹内久幸 (郡山支部)

#### ●退　会●

2月21日 1111 佐藤公正 (相双支部)  
3月30日 1162 宗像 功 (郡山支部)  
5月31日 1107 渡辺 孝 (福島支部)  
7月26日 1496 中村 弘 (郡山支部)

#### ▶お悔やみ◀

ご逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げます。

2月 1日 1230 安藤七郎 (郡山支部)

### \*編集後記\*

毎日うだるような暑さ。猛暑を通り越して酷暑。異常に暑すぎ!!!現場・現場・現場で自慢の白い肌は真っ黒焦げ。飲みに行っても日本人にはとても見えないらしい?皆さんもこの異常な7月は、かなりお疲れモードだと思います。日中の測量はあまりに過酷なので、早朝6時から午前11時までと時間を変更して対応。…嘆きはそのくらいとして、昨年6月に広報部に配属され約1年あまりが過ぎました。5月には無事、定時総会が終わり、ようやく落ち着いて今年度の事業を執行できます。昨年、一昨年と本会で執り行った「公開講座・地上絵プロジェクト」を今年は福島支部で行います。広報部、社会事業部では、社会貢献事業及び土地家屋調査士広報の一環として「公開講座・地上絵プロジェクト」の実施を支援いたします。担当する福島支部では支部長以下役員全員で、小学校向けのポスターを準備、市の教育委員会を通じ実施校の選択(名乗り)を待っていたところ、去る6月中頃、福島市の南向台小学校から

支部に具体的なお話しを聞きたいとの一報があり、支部長、副支部長と共に私も赴き趣旨等を説明、校長先生と6年生の担任教諭よりプロジェクトの実施を即断して頂き、「出前講座」を南向台小学校にて行うことになりました。支部長以下支部役員の皆さんへの努力に感謝です。

又、これも昨年に引き続き法務局、司法書士会との合同新聞広報を予定しています。その際には、多くの会員皆様のご賛同お願いいたします。今年は、新たに法務局提案による三者合同広報として、地方紙(コミュニティ紙)へ連載による寄稿を予定しております。三者で、担当月を決め10回程度の連載を考えているようです。そして、これもあらたな試みですが、ラジオ媒体を使った10秒スポットCMを予定しています。土地家屋調査士の名前を多くの県民に知って頂くのが狙いです。今年度も多くの事業を計画しておりますので、会員皆様の積極的な関わりをお願いし、編集後記といたします。

広報部 佐藤聰之助

### 会報ふくしま No.76

発行日 平成30年8月17日

発行者 会長 橋本 豊彦

発行所 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL:024-534-7829

FAX:024-535-7617

E-mail:info@fksimaty.or.jp

印 刷 有限会社 吾妻印刷

\* \* \* \* \*

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行なっております。  
ぜひご利用下さい。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

# 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい  
桐栄サービスの願いです

## 職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

## 団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

## 団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず  
1) 日常の生活におけるさまざまな事故  
によるケガを補償します。  
2) 病気による入院を日帰り入院より補  
償します。

## 測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について  
業務使用中、携行中、保管中等の偶然の  
事故を補償します。

## 集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方  
のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。